

資料編 4

4-1 ○月形町防災会議条例

昭和37年12月 5日 条例第16号

改正 昭和40年 5月31日 条例第10号

昭和61年 6月30日 条例第15号

平成 9年 3月18日 条例第 5号

平成12年 3月16日 条例第11号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、月形町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 月形町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 月形町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 水防法（昭和24年法律193号）第32条第2項の規定に基づき、月形町水防計画を調査審議すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が委嘱する者
- (3) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
- (4) 町長が部内の職員のうちから指名する者
- (5) 北海道警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
- (6) 教育長
- (7) 岩見沢地区消防事務組合の職員のうちから町長が任命する者
- (8) 岩見沢地区消防事務組合の消防団のうちから町長が任命する者

資料編 4

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者

(10) その他町長が必要と認める者

5 前項の委員の任期は2年とする。ただし補欠の委員はその前任者の残任期間とする。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係機関の職員、月形町の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命（指名）する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されたものとする。

(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月20日より施行する。

附 則（昭和40年5月31日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和40年5月1日から適用する。

附 則（昭和61年6月30日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年3月18日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月16日条例第11号抄）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

資料編 4

4-2 ○月形町防災会議運営規程

昭和62年3月31日

訓令第1号

(趣旨)

第1条 月形町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）及び月形町防災会議条例（昭和37年月形町条例第16号）に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第2条 防災会議の会長（以下「会長」という。）に事故があるときは月形町副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第3条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。この場合において招集を求めるために必要とする委員の数は、現に構成する委員総数の8分の1以上でなければならないものとする。

(議事)

第4条 防災会議は、委員の過半数が出席しなければ会議を開き議決することができない。ただし、緊急のため会長が必要と認めるときは会議を開き議決することができる。

(委員の異動報告)

第5条 防災会議委員が異動等により変更があった場合は、当該委員の後任者は、その職、氏名及び異動年月日を直ちに会長に報告しなければならない。

(会長への委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

資料編 4

4-3 ○月形町災害対策本部条例

昭和37年12月5日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第7項の規定に基づき、月形町災害対策本部に関し必要な事項を定めることと目的とする。

(組織)

第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策副本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第3条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第4条 前各条に定めるものの他、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、昭和37年12月20日から施行する。

資料編 4

4-4 ○月形町災害対策本部運営規程

昭和62年3月31日

訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、月形町災害対策本部条例（昭和37年条例第17号）に基づき、月形町災害対策本部（以下「本部」という。）の運営に関し必要な事項を定め、災害対策に円滑かつ適切な実施を図ることを目的とする。

(本部の組織及び会議)

第2条 本部には、本部長の職務を補佐するため副本部長を置き、副本部長は副町長を充てる。副町長に事故があるときは、月形町防災計画第2章第3節別表4に定める職務代理者が代行するものとする。

2 本部長の下に本部会議を置く。本部会議は、本部長、副本部長及び本部長が必要と認める各部長をもって構成し、災害応急対策の実施、その他防災に関する重要事項について協議する。

3 本部に部、班を置き、それぞれ関係課長等をその長に充てる。

(事務分掌)

第3条 前条の組織及び事務分掌は、防災計画に定めるとおりとする。ただし、災害の種類、規模及び状況により一部の部、班を設置しないことができる。

2 各部長は、部の分掌事務を処理するため、予め担当者を定めておくとともに必要簿冊を備える等、体制を整備しておかなければならない。

3 本部長、副本部長、部長、班長は、災害対策活動に従事するときは、防災計画に定める腕章を着用する。

4 本部には、原則として本部連絡員を置くものとし、各部長が兼務する。

(本部の設置場所)

第4条 本部長は、災害の規模に応じ災害対策本部を設置する事を必要と認めるときは、本部室を役場内に置き、当該建物の入り口並びに室前に「月形町災害対策本部」の表示をするものとする。

(本部の庶務)

第5条 本部の庶務は、総務課において処理する。

(本部長への委任)

第6条 この規程によるもののほか、災害対策本部の運営について必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。